

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第42条第9項中「附則第7項」を「附則第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。